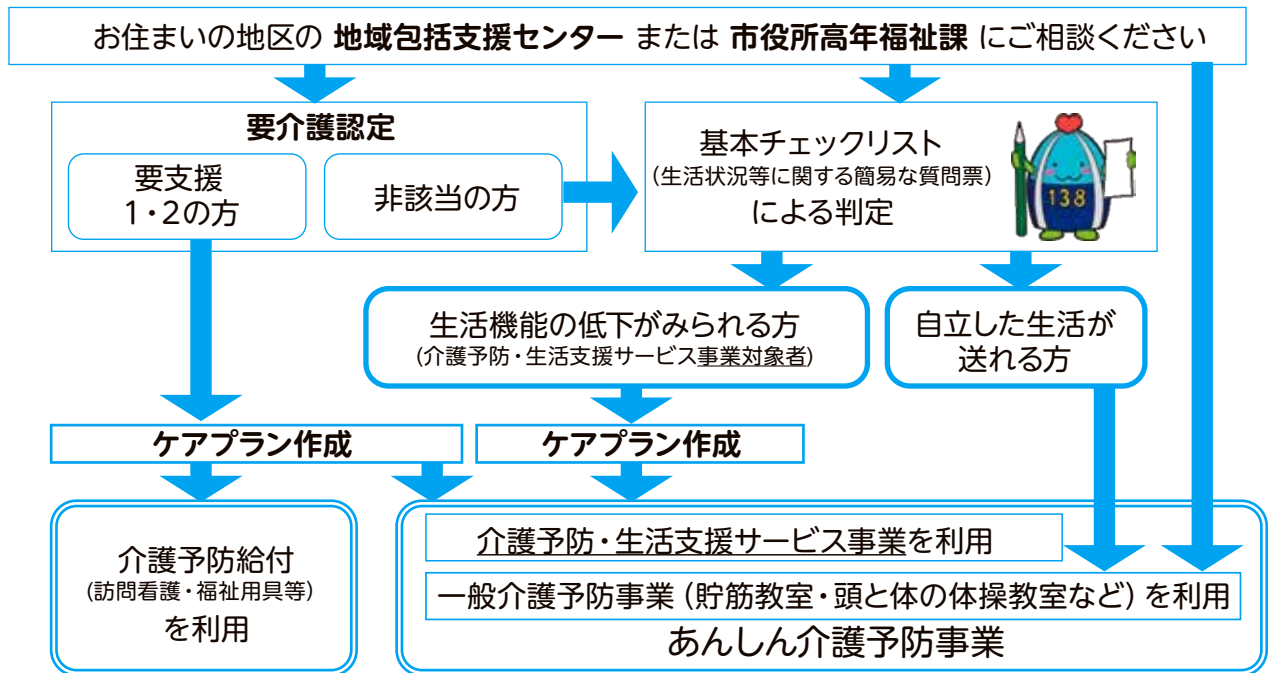


高齢者のみなさんがいつまでも元気に自分らしく過ごすためには、ご自身も自らの持つ能力を最大限に生かして、介護が必要な状態となることを予防していくことがとても大切です。

あんしん介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）では、4月から65歳以上の方を対象に、心身の状態や必要性に合わせたさまざまな介護予防のためのサービスを提供します。

あんしん介護予防事業の利用の流れ



■ 介護予防・生活支援サービス事業とは…?

介護予防・生活支援サービス事業では、これまで介護保険の要支援者向けに提供されていた訪問介護・通所介護に相当するサービスのほかに、市独自の基準で実施する訪問介護・通所介護のサービスを利用することができます。また、介護予防のためのさまざまな教室などが利用できるようになります。

※サービスの利用については、地域包括支援センターなどが作成するケアプランにより決定されます。

訪問型サービス

- ◆ **介護予防訪問介護相当サービス**（従来の介護予防訪問介護）
訪問介護員による、身体介護・生活支援サービスを提供します。
- ◆ **基準緩和訪問介護サービス**（緩和した基準による訪問サービス）
従事者の資格などの基準を緩和した生活支援サービスを提供します。
- ◆ **短期予防訪問サービス**
自宅において、専門職による運動機能、栄養状態、口腔機能、認知症予防などの相談指導を短期間で実施し、心身の機能維持・向上を目指します。



通所型サービス

- ◆ **介護予防通所介護相当サービス**（従来の介護予防通所介護）
身体機能維持・向上のための機能訓練や入浴・食事の介助などを行います。
- ◆ **基準緩和通所介護サービス**（緩和した基準による通所サービス）
従事者の人員・設備などの基準を緩和した通所サービスを提供します。
- ◆ **短期予防通所サービス**
3～6か月の短期間で、専門職による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症・閉じこもり予防などの教室に通うことができます。



申込み・問合せ 市役所高年福祉課 TEL28-9151 まで